

三重県版経営向上計画

を作成しませんか？

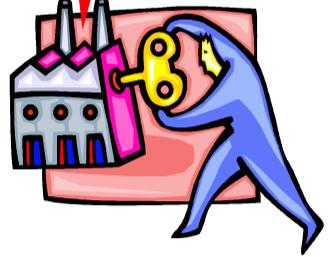
頑張る企業の
挑戦を
バックアップ



経営を見つめ直し、
売上を伸ばしたい!!



経営課題を、専門家
に相談したい!!



「三重県版経営向上計画」とは？

「三重県版経営向上計画」は、平成26年4月施行の「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、創設された制度です。

経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組さらには新事業展開等を行う中小企業・小規模企業が発展段階に応じて作成した計画を、三重県が独自に認定しています。

計画作成にあたっては、商工団体の経営指導員等が支援しており、認定を受けると様々な支援策の対象となります。



多様な中小企業・小規模企業の発展段階に応じて、次の3段階の申請を行うことができます。

STEP1 自社の経営課題を解決していこうとする計画

STEP2 経営課題の解決に向け具体的に取組もうとする計画

STEP3 経営課題に対する解決策を本格的に実行しようとする計画

ステップ1

課題を把握・整理する！

■計画づくりをスタート

ステップ1以上

- ・日本政策金融公庫のまち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度
- ・三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の営業活動支援助成金
(※協議会の会員のみ対象)

ステップ2

実施計画を立てる！

■実施計画の 実行をサポート

ステップ2以上

- ・専門家派遣(小規模企業のみ
利用可能、3回まで。)

ステップ3

本格的に実行する！

■収支計画、資金計画を含む 実践サポート

- ・三重県中小企業融資制度
(みえ経営向上支援資金、小規模
事業資金(みえ経営向上支援扱い))
- ・みえ地域コミュニティ応援ファンド
における優遇措置
- ・小規模企業者等設備貸与制度に
おける優遇措置

※支援策については、別途、実施機関による適否の審査があります。

※業種、法人の形態によっては、支援策を利用できない場合があります。

認定状況

平成29年3月31日現在、851件が認定を受けています。

ステップ2・ステップ3からスタートすることもできますので、御社もぜひ「三重県版経営向上計画」に挑戦してください！

	ステップ1	ステップ2	ステップ3	計
26年度	52	105	9	166
27年度	48	234	11	293
28年度	48	338	6	392
計	148	677	26	851

認定企業の声

○計画書を記入し、文書化することにより、曖昧であった経営課題が明確になった。

○計画を作ることで中期的な目標ができ、ガイドラインになった。

○事業承継を円滑に進めるという課題が明確になり、先々を見据えて経営に取り組めるようになった。

○専門家派遣により、職員の資質向上につながった。

計画作成のメリットは？

- ・計画を作成することで、自社の課題の把握につながります！
- ・計画の認定を受けることで、企業への信頼がさらに高まります！
- ・認定されたステップによって、専門家派遣などの支援策があります！

申請手続き

お近くの商工団体(商工会・商工会議所・中小企業団体中央会)で、計画の作成支援とブラッシュアップ、計画のフォローアップを行いますので、ご相談ください。

最寄りの商工団体(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会)または三重県産業支援センターへ相談

申請書を三重県産業支援センターへ提出

県が審査のうえ、審査結果を送付

計画の実行(必要に応じて支援策を活用)

商工団体等によるフォローアップ

※申請様式は、ホームページからダウンロードできます。

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci400013324.htm>

三重県版経営向上計画

検索

問い合わせ先

○公益財団法人 三重県産業支援センター 経営支援課 経営向上班

(〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5F)

電話059-253-4355 FAX059-228-3800 メールアドレス koujou@miesc.or.jp

○三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 中小企業振興班

(〒514-8570 津市広明町13番地)

電話059-224-2534 FAX059-224-2078 メールアドレス shinsan@pref.mie.jp